

# ガス基本契約要綱以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置)

2026年1月1日実施

中部電力ミライズ株式会社

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

このガス基本契約要綱以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、ガス基本契約要綱（以下「基本契約要綱」といいます。）にもとづきガスの供給を受けるお客さま（ただし、大口ガス需給契約供給条件または大口ガス需給契約要綱が適用されているお客さまは除きます。）に適用いたします。

### 2 適用期間

適用期間は、2026年1月の検針日の翌日から2026年4月の検針日までといたします。

### 3 単位料金の調整

2（適用期間）に定める適用期間における、当社がガス料金等のサービスの内容ごとに別途定める個別の要綱（以下「個別要綱」といいます。）の各基準単位料金に対応する調整単位料金は、基本契約要綱21「単位料金の調整」によらず、本供給条件の別表（単位料金の調整）1「単位料金の調整」により算定された調整単位料金といたします。

### 4 その他

その他の事項については、基本契約要綱および個別要綱に定めるところによるものといたします。

## 別 表 (単位料金の調整)

### 1 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、次の算式により個別要綱の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合のガス料金は、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して算定いたします。

イ (2) □により算定した平均原料価格が(2)イで定める基準平均原料価格以上の場合

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + \text{原料費調整額} (0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times [1 + \text{消費税率}]) - \text{ハで定める特別措置の原料費調整額}$$

□ (2) □により算定した平均原料価格が(2)イで定める基準平均原料価格未満の場合

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - \text{原料費調整額} (0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times [1 + \text{消費税率}]) - \text{ハで定める特別措置の原料費調整額}$$

なお、上記の算式によって求められた算定結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨ていたします。

ハ 特別措置の原料費調整額

特別措置の原料費調整額は、次のとおりといたします。

(イ) 料金算定期間の末日が2026年2月1日から2026年2月28日および2026年3月1日から2026年3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定に適用する原料費調整額

1 立方メートルにつき	18.00円
-------------	--------

(ロ) 料金算定期間の末日が2026年4月1日から2026年4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定に適用する原料費調整額

1 立方メートルにつき	6.00円
-------------	-------

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、次のとおりといたします。

イ 基準平均原料価格 (1 トンあたり)

83,350円

ロ 平均原料価格 (1 トンあたり)

別表で定める各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定

した1トンあたりのLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）および1トンあたりのLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）にもとづき、次の算式により算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した10円単位の金額といたします。

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= 1\text{トンあたりのLNG平均価格} \times 0.9576 \\ &\quad + 1\text{トンあたりのLPG平均価格} \times 0.0466 \end{aligned}$$

#### ハ 原料価格変動額

次の算式により算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

(ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 2 調整単位料金の適用基準

調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- (1) 料金算定期間の末日が2026年2月1日から2026年2月28日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、2025年9月から2025年11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (2) 料金算定期間の末日が2026年3月1日から2026年3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、2025年10月から2025年12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金算定期間の末日が2026年4月1日から2026年4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、2025年11月から2026年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。